指定地域密着型サービス事業所の指定状況について

1 地域密着型サービス事業所の廃止(介護保険法第78条の5第2項)

名				称	文京区介護予防拠点いきいき森川
申	請者			者	企業組合労協センター事業団
サ	<u> </u>	ビス	種	別	地域密着型通所介護
所		在		地	文京区本郷六丁目 10 番 6 号
廃	止	年	月	日	平成 31 年 3 月 31 日
廃	止		事	由	事業所運営の継続が難しいと判断したため

2 他区市町村長に対し同意を得て指定した地域密着型サービス事業所(介護保険法第 78 条の 2 第 4 項第 4 号)

名	;	称	せいふうケア リハビリホーム新白河
申	書	者	株式会社せいふうケア
サ	ービス種	別	地域密着型通所介護
所	在	地	福島県白河市新白河一丁目 34 番地 2 号
指	定 年 月	日	平成 31 年 4 月 1 日
指	定事	由	指定更新のため